

都市局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について

平成 20 年 12 月 22 日 国都総第 2449 号
国土交通省都市・地域整備局長から各地方整備局、
北海道開発局、沖縄総合事務局、都道府県、指定都
市、都市再生機構、日本下水道事業団、民間都市開
発推進機構の長あて

最終改正：令和 7 年 4 月 1 日 国都総第 4 3 6 3 号

都市局所管補助事業等における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金等適正化法」という。）第 22 条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「補助金等適正化法施行令」という。）第 13 条各号に定める財産（以下「補助対象財産」という。）を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄すること等をいう。以下同じ。）の承認については、補助金等適正化法、補助金等適正化法施行令及び国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）のほか、下記により取り扱うこととしたので通知する。

（※）なお、貴管内市（政令指定都市を除く。）町村に対しては、貴職より周知されたい。

（※ 都道府県あて通知のみに記載）

記

1 申請手続の原則

- （1） 補助事業者等が財産処分を行う場合には、別紙様式第 1 により地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）あて財産処分承認申請書を提出し、その承認を受けるものとする。
- （2） 前号の財産処分承認申請書のうち、都道府県施行事業（都道府県又は政令指定都市が施行する事業をいう。以下同じ。）に係るものにあつては地方整備局長等に、都道府県施行事業以外（独立行政法人都市再生機構及び民間都市開発推進機構が施行するものを除く。）であつて別表第 1 に掲げる予算科目に係るものにあつては所管都道府県知事に、それぞれ提出するものとし、所管都道府県知事は、その内容を審査し、適正と認めたときは、別紙様式第 2 により財産処分承認申請（市町村等）報告書を地方整備局長等に提出するものとする。

- (3) 地方整備局長等は、記 1 (1) の承認に当たり、別表第 2 に掲げる財産処分の区分に応じて、必要な場合には、国庫納付等を条件として付すものとする。ただし、地方整備局長等が別表第 2 に掲げる財産処分の区分又は承認条件により難い事情があると認める場合には、他の条件を付すか若しくは条件を付さないことができる。
- (4) 補助事業者等は、記 1 (1) の承認を受けた後、当該承認に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

2 申請手続の特例（包括承認）

- (1) 補助事業者等のうち地方公共団体が、次に掲げる財産処分を行う場合（有償譲渡、有償貸付け、当該財産処分により収益が見込まれる場合（以下「有償譲渡等」という。）を除き、かつ、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づく施設等に係るものにあつては道路（一般交通の用に供する道）本体の効用を毀損しない場合若しくは河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に基づく施設等に係るものにあつては河川等の管理に支障がない場合に限る。次号において同じ。）には、記 1 (1) にかかわらず、別紙様式第 3 により地方整備局長等あて財産処分報告書を提出できるものとし、当該報告書の提出をもってその承認があつたものとみなす。ただし、この報告書において、関係法令の規定に反する場合又は記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この限りでない。なお、道路の附属物（共同溝又は電線共同溝を除く。）は、有償譲渡等の場合でも包括承認の対象とする。
 - ① 補助事業等の完了後（補助対象施設の供用開始後をいう。以下同じ。）10 年を経過した補助対象財産を処分する場合であつて、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るために行うもの
 - ② 補助事業等の完了後 10 年を経過していない補助対象財産を処分する場合であつて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて行うもの
 - ③ 災害又は自己の責に帰さない事由による火災等により使用できなくなった補助対象財産（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による災害復旧事業及び都市災害復旧事業の対象となるものを除く。）の取壊し又は廃棄
- (2) 補助事業者等のうち地方公共団体以外の者が、前号①の財産処分を行う場合であつて、本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において他の目的に使用する場合、又は前号③の財産処分を行う場合には、記 1 (1) にかかわらず、別紙様式第 3 により地方整備局長等あて財産処分報告書を提出するものと

し、当該報告書の提出をもってその承認があったものとみなす。ただし、この報告書において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この限りでない。

- (3) 記 2 (1) 又は(2)に基づく財産処分報告書のうち、都道府県施行事業に係るものにあつては地方整備局長等に、都道府県施行事業以外（独立行政法人都市再生機構及び民間都市開発推進機構が施行するものを除く。）であつて別表第 1 に掲げる予算科目に係るものにあつては所管都道府県知事に、それぞれ提出するものとし、所管都道府県知事は、その内容を審査し、適正と認めたときは、別紙様式第 4 により財産処分報告（市町村等）報告書を地方整備局長等に提出するものとする。
- (4) 補助事業者等が記 2 (1) 又は(2)により地方整備局長等に報告した財産処分であつて、次の①又は②に掲げるものについては、それぞれ当該①又は②に掲げる承認条件を付して承認したものとして取り扱う。
 - ① 交換 交換により取得される財産は補助金等適正化法第 22 条の規定に準じた扱いを受けること
 - ② 無償貸付け 使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること
- (5) 補助事業者等は、記 2 (1) 又は(2)による報告後、当該報告に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

3 間接補助事業者等の財産処分の取扱い

- (1) 補助事業者等が間接補助金等の交付決定において、間接補助事業等により取得し、又は効用の増加する財産の処分について、補助事業者等の承認を受けるべき旨の間接補助条件を付している場合であつて、間接補助事業者等の財産処分の承認に当たり、当該財産処分に係る返納金の納付を条件とした場合には、補助事業者等は、別紙様式第 5 により地方整備局長等あて財産処分報告書（間接補助）を提出するものとする。
- (2) 前号の補助事業者等が市町村である場合には、当該市町村は財産処分報告書（間接補助）を所管都道府県知事に提出するものとし、当該報告書の提出を受けた所管都道府県知事は、記 2 (3) に準じて地方整備局長等に報告するものとする。
- (3) 補助事業者等が間接補助事業者等から記 3 (1) の返納金を収納した場合には、当該返納金に係る国庫補助金等相当額を国庫に納付するものとする。

4 その他

- (1) 地方整備局長等又は都道府県知事は、記 1 から記 3 までにより補助事業者等から受けた申請又は報告について、記載内容の確認上必要な範囲で、追加資料の提出を求めることができる。
- (2) 補助事業者等が、記 1 (1) 若しくは記 2 (1) 又は(2)により財産処分の承認を受

けた補助対象財産と同種の財産の取得を、同一の事業箇所において都市局所管補助事業等により計画した場合には、地方整備局長等は、当該同種財産に対する地域の需要動向に照らして、補助事業等の採択について慎重に検討しなければならない。

- (3) 地方整備局長等は、必要に応じ、記 1 (1) 若しくは記 2 (1) 又は(2)により財産処分を承認した補助対象財産の利用状況について、補助事業者等から報告を求めることができる。
- (4) 補助金等適正化法第 26 条第 1 項の規定により地方整備局長等に委任した事務以外については、本通知中「地方整備局長等」とあるのは「国土交通大臣」と、記 1 (1) 中「財産処分承認申請書を提出」とあるのは「財産処分承認申請書を国土交通大臣に提出」と、記 2 (1) 及び(2) 中「財産処分報告書を提出」とあるのは「財産処分報告書を国土交通大臣に提出」と読み替える。この場合、記 1 (2) 及び記 2 (3) は適用しない。
- (5) 次の規定により国土交通大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。
 - ① 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 18 条
 - ② 総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 29 条及び第 57 条
 - ③ 東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 45 条
 - ④ 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 27 条の 6
- (6) 本通知の発出日において既に廃止されている補助事業に係る財産処分を行う場合には、記 1 (1) の財産処分承認申請書又は記 2 (1) の財産処分報告書のあて名及び提出先については、事前に地方整備局長等へ確認するものとする。
- (7) 記 2 により財産処分報告書の提出をもって地方整備局長等の承認があったものとみなすことができる財産処分の範囲その他の事項は、各補助事業等の特性に応じて別途個別に定めることができる。
- (8) 本通知の発出日以前に定めた個別の補助事業に係る財産処分承認基準等のうち、本通知に定めのない事項については、なおその効力を有するものとする。
- (9) 本通知の発出日において、既に補助事業者等から地方整備局長等に財産処分承認申請が行われ、かつ、地方整備局長等が承認を行っていないものについては、本通知に基づき処理することができるものとする。

附 則

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本改正は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。なお、本通知以前に旧通知に基づき国に提出され、又は国の承認を受けた申請は、なおその効力を有する。

附 則

本改正は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表第 1 に係る改正については、平成 26 年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 26 年 8 月 1 日から適用する。ただし、別表第 1 に係る改正については、平成 26 年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表第 1 に係る改正については、令和 2 年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表第 1 に係る改正については、令和 3 年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表第 1 に係る改正については、令和 4 年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

この改正は、令和 5 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表第 1 に係る改正については、令和 7 年度予算に係る補助事業から適用する。

別表第 1
(一般会計)

目
都市公園事業費補助
古都及緑地保全事業費補助
緑地環境整備総合支援事業費補助
都市防災推進事業費補助
都市公園防災事業費補助
無電柱化推進事業費補助
安全市街地整備道路事業費補助
交通連携道路事業費補助
地域連携道路事業費補助
道路交通円滑化事業費補助
道路更新防災等対策事業費補助
道路交通安全施設等整備事業費補助
都市再生関連道路交通円滑化事業費補助
市街地再開発事業費補助
都市再生推進事業費補助
まちづくり交付金
都市・地域交通戦略推進事業費補助
地下街防災推進事業費補助
緑地保全事業費補助
都市機能立地支援事業費補助
都市構造再編集中支援事業費補助
新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金

別表第 2

財産処分区分		承認条件	国庫納付額
目的外使用（補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用すること）	収益がある場合	・国庫納付 ・目的外使用により生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該補助事業箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（目的外使用の期間が数年にわたる場合には毎年報告すること） ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	目的外使用により生じる収益（当該補助事業箇所における補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち国庫補助金等相当額
	収益がない場合	使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
譲渡（補助対象財産の所有者を変更すること）	有償	国庫納付（ただし、処分制限期間の残期間内において補助条件を承継する場合には国庫納付を要しない。）	譲渡額のうち国庫補助金等相当額
	無償	国庫納付（ただし、包括承認の場合、国又は地方公共団体への無償譲渡の場合、若しくは処分制限期間の残期間内において補助条件を承継する場合その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額 ・用地にあつては、当該用地の取得に係る国庫補助金等交付額
交換（補助対象財産と他人の所有する他の財産とを交換すること）		・国庫納付（交換差益が生じる場合に限る。） ・交換により取得される財産は補助金等適正化法第 22 条の規定に準じた扱いを受けること	交換差益額のうち国庫補助金等相当額
貸付け（補助対象財産の所有者	有償	・国庫納付 ・貸付けにより生じる収益の年間	貸付けにより生じる収益（当該補助事業箇所における補助対

の変更を伴わずに、使用者を変更すること)		実績額を報告するとともに、その収益を当該補助事業箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（貸付けの期間が数年にわたる場合には毎年報告すること） ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち国庫補助金等相当額
	無償	使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	－
担保に供する処分（補助対象財産に抵当権を設定すること）		抵当権が実行に移される際に国庫納付を行うこと	・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額 ・用地にあつては、当該用地の取得に係る国庫補助金等交付額
取壊し（補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと）		国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	施設等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
廃棄（補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること）		国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	設備等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額

- （備考） １．道路の附属物（共同溝又は電線共同溝を除く。）の包括承認の場合は、有償譲渡等であっても国庫納付は要しない。
- ２．目的外使用及び貸付けにおける収益発生後、当該事業が中止となった場合には、得られたすべての収益の国庫補助金等相当額を国庫納付すること。
（公共事業再評価の結果、中止となった場合を除く。）

別紙様式第 1

番 号
年 月 日

〇〇地方整備局長等 氏 名 殿

申 請 者 氏 名

都市局所管補助事業等に係る財産処分承認申請書

都市局所管補助事業等により取得（又は効用の増加）した財産を処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条及び「都市局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」（平成 20 年 12 月 22 日国都総第 2449 号都市・地域整備局長通知）記 1 の規定により、関係書類を添え下記のとおり、申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 申請物件の名称
- 3 申請物件の所在地
- 4 申請物件の数量
- 5 申請物件の取得年月日
- 6 申請物件の概要
- 7 申請物件に係る事業費及び国費
- 8 財産処分の内容
 - （1）財産処分区分
 - （2）財産処分の相手方
 - （3）財産処分の目的
 - （4）財産処分する理由
 - （5）財産処分後の管理
 - （6）財産処分の期間
 - （7）財産処分の対価

（目的外使用及び貸付けにより発生する収益も記載すること）
- 9 補助金等返還額
- 10 補助金等返還額の算出根拠
- 11 添付書類（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

別紙様式第2

番 号
年 月 日

〇〇地方整備局長等 氏 名 殿

報 告 者 氏 名

都市局所管補助事業等に係る財産処分承認申請（市町村等）報告書

都市局市町村施行補助事業等について、別紙のとおり財産処分の承認申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、承認されたく報告します。

（市町村名） （件数）

（注）市町村等から提出された財産処分承認申請書を添付すること

番 号
年 月 日

〇〇地方整備局長等 氏 名 殿

報 告 者 氏 名

都市局所管補助事業等に係る財産処分報告書

都市局所管補助事業等により取得（又は効用の増加）した財産を処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条及び「都市局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」（平成20年12月22日国都総第2449号都市・地域整備局長通知）記2の規定により、関係書類を添え下記のとおり、報告します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 申請物件の名称
- 3 申請物件の所在地
- 4 申請物件の数量
- 5 申請物件の取得年月日
- 6 申請物件の概要
- 7 申請物件に係る事業費及び国費
- 8 財産処分の内容
 - （1）財産処分区分
 - （2）財産処分の相手方
 - （3）財産処分の目的
 - （4）財産処分する理由（包括承認となる根拠を明示すること）
 - （5）財産処分後の管理
 - （6）財産処分の期間
 - （7）財産処分の対価

（目的外使用及び貸付けにより発生する収益も記載すること）
- 9 添付書類（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

別紙様式第 4

番 号
年 月 日

〇〇地方整備局長等 氏 名 殿

報 告 者 氏 名

都市局所管補助事業等に係る財産処分報告（市町村等）報告書

都市局市町村施行補助事業等について、別紙のとおり財産処分の報告があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、報告します。

（市町村名） （件数）

（注）市町村等から提出された財産処分報告書を添付すること

番 号
年 月 日

〇〇地方整備局長等 氏 名 殿

報 告 者 氏 名

都市局所管補助事業等に係る財産処分報告書（間接補助）

都市局所管補助事業等により取得（又は効用の増加）した財産の処分について、間接補助事業者等から承認申請があり、返納金の納付を条件に承認したので、「都市局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」（平成 20 年 12 月 22 日国都総第 2449 号都市・地域整備局長通知）記 3 の規定により、関係書類を添え下記のとおり、報告します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 申請物件の名称
- 3 申請物件の所在地
- 4 申請物件の数量
- 5 申請物件の取得年月日
- 6 申請物件の概要
- 7 申請物件に係る返納金額（国庫補助金等相当額）
- 8 財産処分の内容
- 9 添付書類（間接補助事業者等から補助事業者等への財産処分承認申請書及びその他参考となる資料）